

第77回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

令和 7 年 12 月 23 日（火曜日）
午前 10 時

開催場所

兵庫県たつの市神岡町東脣崎463
当社 神岡工場 大会議室
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

- | | |
|---------|----------------------------|
| 第 1 号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第 2 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第 3 号議案 | 監査等委員である取締役 3 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件 |
| 第 5 号議案 | 退任取締役（監査等委員）に対する退職慰労金贈呈の件 |

証券コード 6233
(発送日) 令和7年12月3日
(電子提供措置の開始日) 令和7年12月1日

株 主 各 位

兵庫県たつの市龍野町日飼190番地
K L A S S 株 式 会 社
代表取締役社長 頃 安 雅 樹

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.klass-corp.co.jp/ir/about/meeting>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6233/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「KLASS」または「コード」に当社証券コード「6233」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って令和7年12月22日（月曜日）午後5時50分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年12月23日（火曜日）午前10時

2. 場 所 兵庫県たつの市神岡町東脣崎463

当社 神岡工場 大会議室

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

3. 目的 事 項

報 告 事 項

1. 第77期（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 退任取締役（監査等委員）に対する退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有するすべての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

また、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

日 時

令和7年12月23日（火曜日）
午前10時



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否
をご入力ください。

行使期限

令和7年12月22日（月曜日）
午後5時50分入力完了分まで



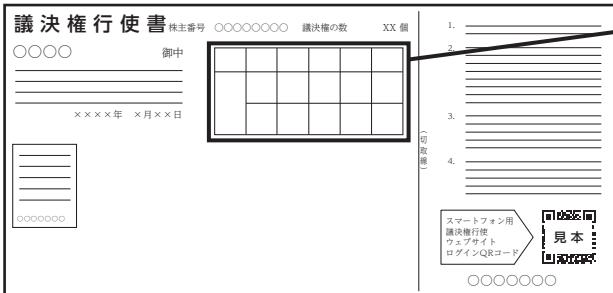
書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否
をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和7年12月22日（月曜日）
午後5時50分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

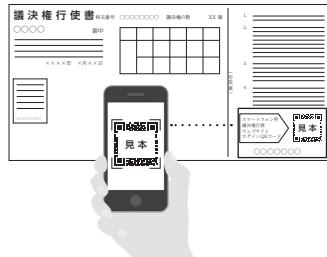
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

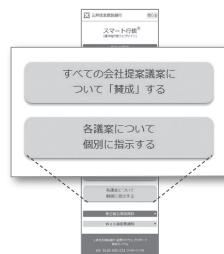
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り
可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが
PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の
「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、
再度議決権行使をお願いいたします。

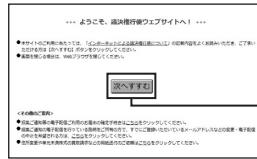
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト
へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力
「ログイン」を
クリック

3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください
「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(令和6年10月1日から)
(令和7年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、大企業の設備投資や個人消費の緩やかな持ち直し、好調なインバウンド需要等により、景気は緩やかに回復基調を続けました。一方、当社の主たるマーケットである住宅関連市場は、建設コストの高止まりや住宅ローン金利の上昇等の影響で低調な推移となりました。また、米国の大額な関税引き上げ政策は、景気見通しを不安定なものとしています。

そうした経営環境の中、当期売上高はプロフェッショナル、コンシューマ、ニュー・インダストリーの3セグメントは前期を上回りましたが、インダストリーセグメントは大型案件の端境期で大幅減となり、当連結会計年度の売上高は9,569百万円（前期比2.2%減）と前期を下回りました。一方、損益面は、前期のマイナス要因が解消されつつある中で、営業利益267百万円（同132.1%増）、経常利益250百万円（同123.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益172百万円（同126.5%増）と前期を大幅に上回りました。

[セグメント別売上の状況]

イ. プロフェッショナルセグメント

プロフェッショナルセグメントは、インテリア内装施工機器・工具・副資材を主力商材とするインテリア事業と、畳製造装置を主力商材とする畳事業、当社の目指す2.4次産業型企業の推進役として当期からスタートしたソリューション&ネットワーク事業（以下、略称S & N事業）で構成しております。当連結会計年度は、インテリア事業が売上高・損益ともに順調に推移した一方で、畳事業及びS & N事業が低調な推移となり、プロフェッショナルセグメントの売上高は6,752百万円（前期比0.9%増）、営業損失90百万円（前期は営業損失184百万円）となりました。

a. インテリア事業

売上高は、令和7年4月に原材料・商品仕入価格の上昇に対応した販売価格を見直した影響で駆け込み需要とその反動減が発生しましたが、年間では堅調に推移しました。また損益も前期の重石となった商号変更等の一過性の費用が解消して堅調に推移いたしました。その結果、売上高は6,199百万円となりました。

b. 畳事業

過去数年間、畳製造装置販売の後押しとなった「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（中小企業庁）及び「事業再構築補助金」（中小企業庁）の採択件数が大幅に減少したことに対して、従来から当社が強みとする畳店への構造改革提案（当社の畳製造機械を活用した経営と生産の近代化の提案）や、畳店向けの工具等のネット販売により売上拡大を図ったほか、期中に新たに「中小企業省力化投資補助金」（中小企業庁）を活用した案件開発を進めましたが、補助金活用により畳店の設備需要が一段落した結果としての投資意欲の減退の影響は大きく、売上高・損益ともに低調な推移となりました。その結果、売上高は503百万円となりました。

c. ソリューション&ネットワーク事業

2.4次産業型企業を目指すべく、インテリア事業・畳事業のユーザーへの、見積・請求管理クラウドサービスの提供や、デジタルプリンターと当社の所有する和柄コンテンツとの組み合わせ販売を中心に事業の拡大を図りましたが、当期においては、事業運営に必要な規模に至ることができませんでした。その結果、売上高は49百万円となりました。

四. コンシューマセグメント

コンシューマセグメントは、棺用畳をはじめとする各種特殊機能畳等の商品販売を主力とするコンシューマ事業と、産業用、一般住宅用等のソーラー発電システムの販売施工を主力とするソーラー・エネルギー事業及び売電事業で構成しております。当連結会計年度のコンシューマセグメントの売上高は745百万円（前期比5.6%増）、営業利益20百万円（前期は営業損失12百万円）と黒字に転換いたしました。

a. コンシューマ事業

棺用畳では、販売増と生産の国内シフトに伴う利益率アップが相まって引き続き好調に推移しました。オリジナルな特殊機能畳等の商品販売では、宿泊施設向けが順調に推移し、ゴルフ練習用の防球マットを新たに開発するなど、スポーツ関連市場の拡大を図りましたが、前期好調であった防音・防振床材は、フィットネスクラブの設置が路面型の小型店中心となり需要が低下しました。その結果、売上高は579百万円となりました。

b. ソーラー・エネルギー事業

産業用の中規模案件の進捗があり、売上高は111百万円となりました。

c. 売電事業

兵庫県佐用町に設置しているメガソーラー発電所「三日月サンシャインパーク」をはじめとする売電事業は順調に稼働しました。その結果、売上高は53百万円となりました。

ハ. インダストリーセグメント

インダストリーセグメントは、畳製造装置やインテリア内装施工機器の開発製造で培った当社のコア技術（「縫製」「裁断」「検尺」「塗布」「剥離」「折畳」「測定」等）を活用したオーダーメイド産業用機器を開発する産業機器事業と、主力商品である味噌汁、うどん・そば等に対応するオリジナルのマルチディスペンサー等の厨房用省力化機器を販売する食品機器事業で構成しております。当連結会計年度のインダストリーセグメントの売上高は1,227百万円（前期比28.7%減）、営業利益239百万円（同15.7%減）となりました。

a. 産業機器事業

引き続き従来からの二次電池製造装置の活発な引き合いに加え、当社の持つシート状素材のハンドリング技術（積層・巻取）に着目して開発依頼のあった脱炭素関連装置など、エネルギー・環境・安全等の分野での新たな引き合いもありました。大型案件の端境期となったことと受注形態の変化により売上は低下しましたが、諸努力により利益率は上昇しました。その結果、売上高は860百万円となりました。

b. 食品機器事業

大阪・関西万博会場やGLION ARENA KOBE内の店舗にマルチディスペンサーが設置され、その話題性と相まって、新規案件や機器更新案件の引き合いが活発化しております。その結果、売上高は366百万円となりました。

ニ. ニュー・インダストリーセグメント

令和2年10月1日に子会社化した株式会社R O S E C Cを当セグメントに位置付け、得意とする自動車関連業界に加えて、住宅設備関連業界の開拓を進めております。当期は、自動車関連業界向けの大型設備や消耗品の受注が好調に推移しました。その結果、前期に続いて20%以上売上高を増加させることができ、当連結会計年度のニュー・インダストリーセグメントの売上高は844百万円（前期比27.3%増）、営業利益83百万円（同200.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、106百万円であります。

その主なものは、プロフェッショナルセグメントにおいて、クラウド型業務管理ソフト「Goolip」の改修と商品データベース開発に24百万円、ニュー・インダストリーセグメントにおいて、新製品開発及び車輪入替えに21百万円の投資を実施いたしました。

その他に、基幹サーバー入替え、製品金型製作等に60百万円の設備投資を実施いたしました。本投資につきましては、プロフェッショナルセグメント、コンシューマセグメント、インダストリーセグメントで共有する資産であります。

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、「従業員持株会信託型ESOP」の導入により、長期借入金を金融機関より86百万円調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第74期 (令和4年9月期)	第75期 (令和5年9月期)	第76期 (令和6年9月期)	第77期 (当連結会計年度) (令和7年9月期)
売上高(百万円)	9,660	9,888	9,781	9,569
経常利益(百万円)	194	283	112	250
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	143	102	76	172
1株当たり当期純利益(円)	26.60	18.98	14.15	32.12
総資産(百万円)	10,430	10,575	10,124	9,779
純資産(百万円)	2,841	2,915	2,933	3,066
1株当たり純資産額(円)	527.05	540.76	544.13	590.88

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、控除すべき自己株式については、「従業員持株会信託型ESOP」が保有している当社株式を含めております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第74期 (令和4年9月期)	第75期 (令和5年9月期)	第76期 (令和6年9月期)	第77期 (当事業年度) (令和7年9月期)
売上高(百万円)	9,164	9,338	9,118	8,724
経常利益(百万円)	218	266	83	168
当期純利益(百万円)	167	188	47	114
1株当たり当期純利益(円)	31.14	34.94	8.85	21.25
総資産(百万円)	10,186	10,349	9,790	9,407
純資産(百万円)	2,902	3,036	3,030	3,005
1株当たり純資産額(円)	538.32	563.31	562.19	579.07

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、控除すべき自己株式については、「従業員持株会信託型ESOP」が保有している当社株式に含めております。

③ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社R O S E C C	6,787万円	100.0%	1.工作機械、精密機器の開発、設計、製造 2.ファクトリー・オートメーションの企画、設計、施工 並びにそれに附帯する機器の販売及び修理 3.産業用ロボット及びロボット装置の製造、販売 他

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、以下の項目を特に認識すべき課題として捉えております。

① 国内需要が減退するリスク

プロフェッショナルセグメントの畳事業及びインテリア事業が販売する製商品のエンドユーザーは、新設住宅着工戸数の増減やリフォーム工事の動向等により受注状況が左右される傾向にあります。新設住宅着工戸数は長期的には減少していくと予測されておりますが、長期的な変動に對しては製商品の拡充やシェア拡大、販売マーケットの拡大で対応する計画であります。しかしながら、新設住宅着工戸数が短期間で大幅に減少した場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 畳需要の減少による畳店の減少リスク

当社は畳製造装置市場でトップシェアを維持していると判断しておりますが、新設住宅着工戸数の減少に加え住宅の洋風化で畳の需要は減少し、畳店の減少も続いております。こうした環境の中で、当社は畳製造装置単体を販売するだけではなく、全国で約700店の畳店に当社のコンピュータ式畳製造装置を活用した経営の近代化コンサルティングを実施することで、畳店の事業承継・発展に尽力してまいりました。このことは伝統産業の継承としてまさにサステナビリティの推進に適うものであり、今後も同様の施策で引き続きシェア拡大をはかる方針でありますが、畳需要の減少が当社コンサルティング先にまで影響を及ぼした場合、畳製造装置の売上が減少し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 建物内装の工法変更のリスク

当社は壁紙糊付機のマーケットで圧倒的なシェアを占めておりますが、将来建物内装で壁紙貼り付け工法に変わる工法が出現した場合、壁紙糊付機のマーケットが縮小し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 競合のリスク

当社は、70年以上にわたり各種製品を開発・製造した実績により、インテリア内装施工機器や畳製造装置の市場及び、かかる機器開発で得たコア技術を活かした顧客仕様による産業機器市場で確固たる地位を築き、高品質かつ顧客ニーズに適合した製品を供給することで競合するメーカーとの差別化をはかっておりますが、今後競合製品の品質向上等により当社製品の優位性が維持できない場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 仕入先への依存リスク

当社は多品種の商品を販売しておりますが、一部の商品について特定の仕入先に依存しているものがあります。そのような特定の仕入先とは取引開始以来、良好な関係を継続しており、今後も仕入取引を継続していく方針であり、また継続的かつ安定的に仕入れができるよう情報交換等含め連携を強化しております。しかしながら、今後、自然災害、品質問題及び仕入先の経営悪化等何らかの要因により商品を継続的かつ安定的に仕入れることが困難な状況となった場合、他の仕入先の商品へ切り替えることにより、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 原材料価格の高騰のリスク

原油価格等のエネルギー価格の上昇や、円安傾向の継続により、原材料や商品の仕入れ価格の高騰が今もなお続いております。当社においては、令和7年4月にインテリア商品の価格を全面的に見直したほか、各種製商品の価格も見直して、適正な収益率の維持をはかっておりますが、原材料や商品の仕入れ価格が一段と上昇した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 知的財産権にかかるリスク

当社は、「真似はされても、真似するな」の考え方の下、他社との差別化技術の研究開発を推進しており、自社が保有する技術等については特許権の取得により保護をはかっております。しかしながら、当社が保有する知的財産権が第三者に不正に侵害された場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また同時に、当社は他社の知的財産権を侵害することのないようリスク管理に取り組んでおりますが、当社が販売している製品や今後販売する製品が、第三者の知的財産権に抵触する可能性を完全には否定することはできません。また、当社が認識していない特許権等が成立することにより、第三者から損害賠償等の訴訟が起こされる可能性もあります。そうしたことは、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 金利変動のリスク

当社は、運転資金及び設備資金について主に金融機関からの借入れにより資金調達をおこなっております。今後の金利動向が上昇局面となった場合、支払利息等の金利負担が増加することで金融収支が悪化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが借入契約の財務制限条項に抵触し、金利引き上げを請求されたり期限の利益を喪失した場合、当社グループの借入コストや資金調達能力に影響を与える可能性があります。

⑨ 物流コストの高騰に係るリスク

当社は、販売先への納品について物流業者へ委託しており、全国3カ所に物流拠点を置いて物流コストの削減に取り組んでおります。しかしながら、運送費が高騰し、コスト削減努力でも補えない場合や、それらを販売価格に転嫁できない場合などは、当社グループの経営成績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

⑩ 製品の品質に係るリスク

当社の製品は、品質管理部門で厳格に管理しておりますが、予期し得ない重大な品質問題が発生する可能性を排除することはできないため、製造物責任賠償保険に加入するなど当該問題発生に際しての備えを強化しております。しかしながら、製造物責任賠償につながるような製品の欠陥の発生は、当社グループに対する評価を著しく毀損させ、売上高の減少等により当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 研究開発におけるリスク

当社は、顧客ニーズを捉えた製品開発をおこなうことで、幅広い産業分野における販売拡大に努めておりますが、必ずしも想定した成果を得られる保証はなく、タイムリーに新製品を供給できない場合や顧客が要求する水準を満たすことができない場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ システム関連のリスク

当社は、業務を円滑におこなうため、ハードウェア・ソフトウェアの円滑な運用や、コンピュータウイルス等による障害発生の防止に万全を期しておりますが、システム・サーバーダウン、コンピュータハッカーの侵入、ウイルス等による破壊的な影響を受ける場合があり得ます。システムに重大なトラブルが発生した場合には、受注・生産活動に支障が起り当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 特定の人物への依存に係るリスク

当社の代表取締役社長である頃安雅樹は、経営方針や経営戦略等の立案・決定における中枢として当社の事業活動において重要な役割を果たしており、同氏に対する当社の依存度は高くなっています。

当社では、今後の業容及び人員拡大も視野に入れ、経営企画部門の強化、充実をはかっているほか、取締役会や経営会議等における案件の審議、経営情報の報告等を通して、役員及び部門長クラスの人員育成をはかり、代表取締役に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由で同氏の業務遂行が困難になった場合には、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 主要な事業内容（令和7年9月30日現在）

当社グループは、プロフェッショナル、コンシューマ、インダストリー、ニュー・インダストリーの四つのセグメントで事業を推進しております。

プロフェッショナルセグメントは、インテリア事業、畳事業、ソリューション＆ネットワーク事業から構成され、自動壁紙糊付機等のインテリア内装施工機器、フィルムラミネート加工機等のインテリア機器、コンピュータ式畳製造システム等の畳製造装置、並びに関連する工具・副資材等の販売、並びに業務用クラウドサービスの提供をおこなっております。

コンシューマセグメントは、コンシューマ事業、ソーラー・エネルギー事業並びに売電事業から構成され、特殊機能畳（葬祭用畳・お風呂用畳他）、スポーツ施設向け防音・防振マット等のオリジナル商品の販売、一般消費者向けの畳替え・襖替え工事の仲介事業、並びに産業用・家庭用ソーラー発電システムの販売・施工、その他三日月サンシャインパークをはじめとする売電事業をおこなっております。

インダストリーセグメントは産業機器事業、食品機器事業から構成され、顧客仕様による生産設備等の各種産業機器の設計・開発・製造や各種ディスペンサー等の食品機器の販売をおこなっております。

ニュー・インダストリーセグメントは、令和2年10月1日に子会社化した株式会社R O S E C Cであります。同社は、自動車業界を中心に、ウォータージェット技術、ロボット技術を活かした各種の自動化システムを企画・開発・販売するファブレス企業であります。

(6) 主要な事業所及び工場（令和7年9月30日現在）

① 本社

名 称	所 在 地
本 社	兵庫県たつの市龍野町日飼190番地

② 支社

名 称	所 在 地
東 京 支 社	東京都江東区

③ 事業所

名 称	所 在 地
関 東 事 業 所	埼玉県加須市

④ 営業所

名 称	所 在 地
札 幌 営 業 所	札幌市東区
東 北 営 業 所	宮城県大崎市
北 関 東 営 業 所	埼玉県加須市
東 京 営 業 所	東京都江東区
横 浜 営 業 所	横浜市西区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市名東区
大 阪 営 業 所	大阪府東大阪市
西 日 本 営 業 所	兵庫県たつの市
九 州 営 業 所	福岡市博多区

⑤ 工場等

名 称	所 在 地	主 な 生 産 品 目 等
神 岡 工 場	兵庫県たつの市	自動壁紙糊付機、畳製造装置、産業用機器等の製造、畳製造装置・カーテン縫製システムの展示・実演
島 田 工 場	兵庫県たつの市	特殊機能畳の製造
揖 西 工 場	兵庫県たつの市	産業用機器の製造、配送センター
三 日 月 倉 庫	兵庫県佐用郡佐用町	製品倉庫
関 東 配 送 セ ン タ ー	埼玉県加須市	配送センター
三日月サンシャインパーク	兵庫県佐用郡佐用町	メガソーラー発電所

⑥ 重要な子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 R O S E C C	名古屋市名東区

(7) 従業員の状況（令和7年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
プロフェッショナルセグメント	145 (7) 名	- (△1) 名
コンシューマセグメント	18 (-) 名	△1 (△2) 名
インダストリーセグメント	18 (1) 名	△3 (-) 名
ニュー・インダストリーセグメント	10 (-) 名	- (-) 名
全 社 (共 通)	102 (11) 名	△3 (△5) 名
合 計	293 (19) 名	△7 (△8) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 生産本部の人員については、プロフェッショナル、コンシューマ、インダストリーの各セグメントの売上高の比率で配分しております。
3. 「全社（共通）」として記載しております従業員数は、管理部門及び研究開発部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
283 (19)名	7名減 (8名減)名	43.3歳	18.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑧ 主要な借入先の状況（令和7年9月30日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン（注1）	3,444百万円
株式会社りそな銀行	125
播州信用金庫	82
三井住友信託銀行（注2）	86
その他の（注3）	80

(注) 1. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする、その他8行からの協調融資によるものであります。なお、シンジケートローンの一部においてコミットメントライン契約を締結しており、その極度額は2,500百万円、借入金残高は1,700百万円であります。
2. 従業員持株会信託型ESOPによるものであります。
3. 連結子会社である株式会社ROSEC Cにおける借入金であります。

⑨ その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 株式の状況（令和7年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,940,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,391,000株
- (3) 株主数 2,208名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
頃安憲司	1,403,000株	26.03%
頃安英毅	500,000株	9.27%
大阪中小企業投資育成株式会社	350,000株	6.49%
頃安雅樹	272,200株	5.05%
K L A S S 従業員持株会	271,900株	5.04%
安積美奈子	210,000株	3.90%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）（注）	201,500株	3.74%
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	168,500株	3.13%
株式会社SBI証券	44,590株	0.83%
山岡亮一	42,200株	0.78%

（注）持株比率は、自己株式（77株）を控除して計算しております。従業員持株会信託型ESOPが保有する株式201,500株は自己株式に含めておりません。なお、従業員持株会信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に再委託しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

（従業員持株会信託型ESOP）

当社は令和7年8月8日開催の取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会信託型ESOP」（以下「ESOP」といいます。）の導入を決議し、同年9月5日に信託契約を締結いたしました。

① ESOP導入の目的

当社は、福利厚生の一環として、当社の持株会を活性化して当社従業員の安定的な財産形成を促進すること、並びに、当社従業員の会社経営への参画意識の向上と業績向上へのインセンティブ付与により、当社の中長期的な企業価値の向上をはかることを目的として本制度を導入いたしました。

② ESOPの概要

当社は、「KLASS従業員持株会」（以下「持株会」といいます。）に加入する当社従業員を対象に本制度を導入いたしました。

当社は、持株会に加入する当社従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする「従業員持株会信託（他益信託）」（以下「持株会信託」といいます。）を設定いたしました。

持株会信託は、信託契約後4年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、借入により調達した資金で一括して取得いたしました。なお、当社は、持株会信託の当該借入に対し補償をおこないます。

本制度導入後は、持株会による当社株式の取得は持株会信託からの買付けによりおこないます。持株会による当社株式の取得を通じ、持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、信託終了の際に、これを受益者たる当社従業員に対して分配いたします。一方、当社株価の下落により持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済いたします。その際、持株会に加入する当社従業員がその負担を負うことはありません。

なお、信託期間を通じ、受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人が議決権行使等、信託財産の管理の指図をおこないます。

③ 持株会信託の概要

イ.委託者 当社

ロ.受託者 三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）

ハ.受益者 持株会の会員のうち受益者要件を充足する者

ニ.信託の種類 金銭信託（他益信託）

ホ.信託契約日 令和7年9月5日

ヘ.信託の期間 令和7年9月5日～令和11年9月30日（予定）

ト.信託の目的 持株会に対する安定的かつ継続的な当社株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付

④ 持株会信託による当社株式取得の内容

イ.取得する株式 当社の普通株式

ロ.取得価額の総額 86,384,299円

ハ.株式取得日 令和7年9月5日

二.株式取得方法 取引所市場における取引（立会外取引を含む）により取得

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）いたします。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（令和7年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	頃 安 雅 樹	
常務取締役	前 川 良 一	コンシューマ事業部長兼ソリューション&ネットワーク事業部長兼畠事業部管掌
常務取締役	曾 谷 雅 俊	管理本部長兼社長室長
取締役	矢 野 太	研究開発本部長兼産業機器事業部長兼食品機器事業部管掌・株式会社ROSECC取締役
取締役	佐 用 善 彦	インテリア事業部長兼営業管理本部長
取締役	頃 安 憲 司	総合企画室長兼人事部管掌
取締役（監査等委員）	中 木 照 雄	株式会社ROSECC監査役
取締役（監査等委員・常勤）	前 川 幹 人	
取締役（監査等委員）	菅 原 正 雄	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）中木照雄氏及び菅原正雄氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）中木照雄氏は、上場企業の経営企画室担当役員、上場企業子会社の取締役社長として経営の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）菅原正雄氏は、取締役社長としてホテル業に従事した経験があり、労務管理、人材育成に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実をはかり、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために前川幹人氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、中木照雄氏及び菅原正雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. ネットワーク関連事業を総合的に推進するために、令和6年10月1日にソリューション&ネットワーク事業部を発足させました。

7. 令和7年10月1日現在の執行役員の役職・担当業務は次のとおりであります。

氏名	役職・担当業務
村田 浩一	執行役員インテリア事業部統括部長
熊橋 武彦	執行役員畠事業部長兼ソリューション&ネットワーク事業部副事業部長
古谷 好啓	執行役員生産本部長

- (注) 1. ネットワーク関連事業を総合的に推進するために、令和6年10月1日にソリューション&ネットワーク事業部を発足させました。
2. 古谷好啓氏は、令和7年10月1日付で執行役員に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社グループは、当社及び当社子会社の会社法上の役員並びに準ずるもの被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づきおこなった行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為をおこなった役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	6名 (一名)	105百万円 (一百万円)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3 (2)	15 (7)
合計 (うち社外役員)	9 (2)	120 (7)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成29年12月20日開催の第69回定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いたしました。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名あります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成29年12月20日開催の第69回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いたしました。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名あります。
4. 報酬等の総額には当事業年度中に費用処理した役員賞与引当金繰入額8百万円、役員退職慰労引当金繰入額18百万円を含めております。
5. 個人別の報酬額については取締役会決議に基づき全体の業務、業績を俯瞰的に把握できる代表取締役社長 頃安雅樹がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

(5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については取締役会にて決定しており、その内容は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬より構成し、監督機能を担う取締役（監査等委員）については、その職務に鑑み、基本報酬を支払うこととしております。

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき全体の業務、業績を俯瞰的に把握できる代表取締役社長 頃安雅樹がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）中木照雄氏は、当社子会社である株式会社R O S E C C の監査役であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員) 中木照雄	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会19回のすべてに出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、財務及び会計の観点を中心に適宜発言をおこなっております。
取締役 (監査等委員) 菅原正雄	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会19回のすべてに出席いたしました。会社経営者としてホテル業に従事した経験と幅広い見識に基づき、労務管理・人材育成等の観点を中心に適宜発言をおこなっております。

③ 社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額 1.89百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 (注) 1	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和7年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,322,606	流 動 負 債	4,165,280
現 金 及 び 預 金	1,308,567	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	584,434
受 取 手 形	194,974	電 子 記 録 債 務	919,619
売 掛 金	1,088,077	契 約 負 債	9,650
契 約 資 産	45,226	短 期 借 入 金	1,780,000
電 子 記 録 債 權	1,129,651	1 年 内 返 済 預 定 の 長 期 借 入 金	272,858
商 品 及 び 製 品	881,902	リ 一 ス 債 務	13,632
仕 掛 品	199,618	未 払 金	172,314
原 材 料 及 び 貯 藏 品	271,098	未 払 法 人 税 等	82,819
未 収 入 金	87,952	未 払 消 費 税 等	44,635
そ の 他	116,083	賞 与 引 当 金	180,347
貸 倒 引 当 金	△ 547	役 員 賞 与 引 当 金	8,930
固 定 資 産	4,456,719	製 品 保 証 引 当 金	20,108
有 形 固 定 資 産	3,618,024	そ の 他	75,930
建 物 及 び 構 築 物	1,969,966	固 定 負 債	2,547,734
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	157,116	長 期 借 入 金	1,765,210
土 地	1,413,808	リ 一 ス 債 務	33,902
リ 一 ス 資 産	56,564	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	318,200
建 設 仮 勘 定	7,165	退 職 給 付 に 係 る 負 債	411,034
そ の 他	13,403	そ の 他	19,387
無 形 固 定 資 産	59,071	負 債 合 計	6,713,015
ソ フ ト ウ エ ア	43,300	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	9,998	株 主 資 本	2,984,678
そ の 他	5,772	資 本 金	631,112
投 資 そ の 他 の 資 産	779,622	資 本 剰 余 金	481,062
投 資 有 價 証 券	94,704	利 益 剰 余 金	1,958,936
退 職 給 付 に 係 る 資 産	223,402	自 己 株 式	△ 86,433
保 険 積 立 金	197,918	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	81,631
繰 延 税 金 資 産	126,320	そ の 他 有 價 証 券 評 価 差 額 金	29,747
そ の 他	138,138	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	51,884
貸 倒 引 当 金	△ 860	純 資 産 合 計	3,066,309
資 産 合 計	9,779,325	負 債 純 資 産 合 計	9,779,325

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(令和6年10月1日から)
(令和7年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 原 価	9,569,361
売 上 総 利 益	6,500,395
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,068,966
営 業 利 益	2,801,450
	267,516
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,096
受 取 配 当 金	425
受 取 保 険 金	1,135
補 助 金 収 入	26,201
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	2,366
そ の 他	5,307
	36,534
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	42,734
支 払 手 数 料	6,405
為 替 差 損	1,392
そ の 他	2,844
	53,377
経 常 利 益	250,672
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	727
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	727
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	251,399
法 人 税 等 調 整 額	90,426
当 期 純 利 益	△ 11,766
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	78,660
	172,739
	172,739

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和7年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,567,926	流 動 負 債	3,861,731
現 金 及 び 預 金	965,849	支 払 手 形	70,723
受 取 手 形	189,241	電 子 記 録 債 務	827,088
売 掛 金	1,069,215	買 掛 金	457,937
契 約 資 産	45,226	短 期 借 入 金	1,700,000
電 子 記 録 債 権	980,123	1年内返済予定の長期借入金	272,858
商 品 及 び 製 品	830,080	リ 一 ス 債 務	12,783
仕 掛 品	140,555	未 払 金	167,036
原 材 料 及 び 貯 藏 品	271,098	未 払 費 用	44,131
前 前 渡 金	196	未 払 法 人 税 等	59,949
前 前 払 費	25,600	契 約 負 債	9,650
そ の 他	51,160	預 り 引 当 金	29,354
貸 倒 引 当 金	△ 422	賞 与 引 当 金	160,000
固 定 資 産	4,839,172	役 員 賞 与 引 当 金	8,930
有 形 固 定 資 産	3,577,980	そ の 他	41,287
建 構 物	1,638,743	固 定 負 債	2,540,342
機 械 及 び 装 置	331,223	長 期 借 入 金	1,765,210
工 具 、 器 具 及 び 備 品	128,318	リ 一 ス 債 務	31,285
土 地	12,473	退 職 給 付 引 当 金	425,645
リ 一 ス 資 産	1,413,808	役 員 退 職 慰 劳 引 当 金	318,200
無 形 固 定 資 産	53,413	負 債 合 計	6,402,073
ソ フ ト ウ エ ア	59,071	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	43,300	株 主 資 本	3,004,247
リ 一 ス 資 産	9,998	資 本 金	631,112
そ の 他	4,984	資 本 剰 余 金	481,062
投 資 そ の 他 の 資 産	788	資 本 準 備 金	481,062
投 資 有 債 証 券	1,202,119	利 益 剰 余 金	1,978,505
関 係 会 社 株 式	3,578	利 益 準 備 金	77,687
破 産 更 生 債 権 等	618,168	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,900,818
長 期 前 払 費 用	860	別 途 積 立 金	190,000
前 払 年 金 費 用	11,797	繰 越 利 益 剰 余 金	1,710,818
繰 延 税 金 資 産	189,720	自 己 株 式	△ 86,433
そ の 他	149,689	評 価 ・ 換 算 差 額 等	777
貸 倒 引 当 金	229,164	そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	777
	△ 860	純 資 産 合 計	3,005,024
資 産 合 計	9,407,098	負 債 純 資 産 合 計	9,407,098

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和6年10月1日から)
(令和7年9月30日まで)

(単位:千円)

科	目	金	額
売上原価	高価		8,724,871
売上総利益			5,862,690
販売費及び一般管理費			2,862,180
営業利益			2,691,980
営業外収益			170,200
受取利息	利息	1,095	
受取配当金	金	7,674	
受取手数料	料	7,535	
補助金収入	入	26,201	
クラッブ売却益	却益	2,366	
その他	他	4,980	49,854
営業外費用			
支払利息	利息	41,715	
支払手数料	料	6,405	
為替差損	損	498	
その他	他	2,844	51,463
経常利益			168,590
税引前当期純利益			168,590
法人税、住民税及び事業税		61,397	
法人税等調整額		△7,125	54,271
当期純利益			114,318

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和7年11月13日

K L A S S 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トマツ 神戸事務所

指定有限責任社員	公認会計士	高嶋充弘
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	奥野孝富
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、KLASS株式会社の令和6年10月1日から令和7年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、KLASS株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和7年11月13日

K L A S S 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トマツ 神戸事務所

指定有限責任社員	公認会計士	高嶋充弘
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	奥野孝富
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、KLASS株式会社の令和6年10月1日から令和7年9月30日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている当該会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制並びにコーポレートガバナンス・コードの原則について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画に従い、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、内部監査の実施状況の確認並びに取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社の取締役及び監査役と意思疎通並びに情報の交換を図り、子会社の業務の適正を確保するための体制の運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和6年3月12日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任監査法人トーマツと協議をおこなうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 業務の適正を確保するための体制に関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該業務の適正を確保するための体制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

特に記載すべき重要な後発事象はありません。

令和7年11月13日

K L A S S 株式会社 監査等委員会
監査等委員 中木照雄 印
常勤監査等委員 前川幹人 印
監査等委員 菅原正雄 印

(注) 監査等委員中木照雄及び菅原正雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して配当をおこなうことを基本としております。この方針に基づき、第77期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は53,909,230円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

令和7年12月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討をおこないました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	ころ やす まさ き 頃 安 雅 樹 (昭和31年5月15日生)	昭和55年4月 科学技術庁（現文部科学省）入庁 昭和62年12月 同庁科学技術政策局政策課課長補佐 昭和63年11月 当社入社 昭和63年12月 当社常務取締役 平成3年10月 当社専務取締役 平成3年12月 当社代表取締役専務 平成11年10月 当社代表取締役社長（現任） 平成17年3月 株式会社ベルパーク社外取締役 令和4年11月 龍野商工会議所会頭（現任）	272,200株
2	まえ かわ りょう いち 前 川 良 一 (昭和34年1月26日生)	昭和56年4月 財団法人関西情報センター（現一般財団法人関西情報センター）入所 平成元年6月 当社入社 平成8年10月 当社総務部長 平成11年12月 当社取締役コンピュータ事業部長 平成19年10月 当社取締役営業副本部長 平成22年10月 当社取締役コンシューマ事業部長兼ソーラー発電システム事業部長 平成29年10月 当社取締役コンシューマ本部長 令和元年10月 当社取締役コンシューマ事業部長 令和2年12月 当社常務取締役コンシューマ事業部長兼置事業部管掌 令和6年10月 当社常務取締役コンシューマ事業部長兼ソリューション&ネットワーク事業部長兼置事業部管掌（注）4（現任）	11,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	曾 谷 雅 俊 (昭和32年3月23日生)	昭和55年4月 株式会社兵庫相互銀行（現株式会社みと銀行）入行 平成11年4月 当社入社 平成11年4月 当社総務部長 平成12年10月 当社総務部長兼社長室長 平成18年10月 当社管理本部長兼社長室長 平成18年12月 当社取締役管理本部長兼社長室長 令和2年12月 当社常務取締役管理本部長兼社長室長 （現任）	11,500株
4	矢 野 太 (昭和34年7月22日生)	昭和58年4月 川鉄鉄構工業株式会社（現JFEプリントエンジ株式会社）入社 平成2年8月 当社入社 平成23年9月 当社研究開発本部長代行兼開発2部部長 平成26年10月 当社研究開発本部長 平成29年10月 当社研究開発本部長兼インダストリーワーク本部産業機器事業部長 令和元年10月 当社執行役員産業機器事業部長兼研究開発本部長 令和元年12月 当社取締役研究開発本部長兼産業機器事業部長兼食品機器事業部管掌（現任） 令和2年10月 株式会社ROSECC取締役（現任）	4,000株

候補者番号	氏 姓 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	佐 用 善 彦 (昭和38年7月17日生)	昭和61年3月 当社入社 平成14年10月 当社インテリア事業部大阪営業所長 平成25年10月 当社プロフェッショナル事業部門特販部長 令和元年10月 当社執行役員インテリア事業部新規ルート開拓担当部長 令和2年10月 当社執行役員インテリア事業部開拓担当部長 令和2年12月 当社取締役インテリア事業部長 令和5年10月 当社取締役インテリア事業部長兼営業管理本部長（現任）	14,300株
6	頃 安 憲 司 (昭和63年10月14日生)	平成27年4月 当社入社 令和元年10月 当社執行役員総合企画室長兼総務部採用・I R担当 令和2年12月 当社取締役総合企画室長兼総務部人事・I R担当 令和4年10月 当社取締役総合企画室長兼人事部長兼総務部 I R担当 令和5年10月 当社取締役総合企画室長兼人事部管掌（現任）	1,403,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各取締役候補者の選任理由

(1)頃安雅樹氏は、平成11年10月から当社の代表取締役社長を務め、経営者として経営全般に対する豊富な知識と経験を有しており、持てるリーダーシップを十分に発揮しつつ当社のJASDAQ（現スタンダード市場）上場を実現し、更なる発展に向けて取り組んでおりますので、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。

(2)前川良一氏は、常務取締役としてコンシューマ事業部の施策推進に際し、緻密なプレゼン能力により、新規開拓を推進し、同事業部の可能性を広げるとともに、新設のソリューション＆ネットワーク事業部長、さらには畠事業部の管掌役員として事業推進に携わっておりますので、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。

(3)曾谷雅俊氏は、常務取締役管理本部長兼社長室長として、関連業務に関する十分な経験と強い遂行意欲をもって、社長を十二分に補佐しつつ、上場プロジェクトリーダーとして、当社のJASDA

Q（現スタンダード市場）上場に大きく貢献するとともに、上場後の各種対応も精力的におこなつておりますので、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。

- (4)矢野太氏は、研究開発本部一筋に実績を重ね、研究開発本部長として、多彩な製品の開発に携わるとともに産業機器事業で各種の引き合い対応に実績を上げており、さらに子会社の株式会社R.O.S E.C.Cの取締役も兼任するなど、その実績と、持ち前の技術力・提案力、並びに冷静沈着な判断力は、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
- (5)佐用善彦氏は、営業一筋で営業所長まで務め上げた経験を活かし、当社製品の新規販路開拓の責任者として実績を上げました。その実績と、持ち前の分析力・提案力と柔軟な問題解決力、並びに経験に裏付けられた巧みな話術は、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
- (6)頃安憲司氏は、コーポレートサイトの改訂、ブランドガイド（会社案内）の制作、さらに社名変更に際しては、社員参加型のCIプロジェクトのリーダーとして理念体系の再構築、新社名の制定等に尽力しました。現在、総合企画室長として中期的な観点からの新事業・新制度等の提案・検討、人事部担当役員として人事制度改革等を推進しております。その企画力・提案力、並びにリーダーシップは、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、本招集ご通知21頁に記載のとおりです。各取締役候補者の再任が承認された場合、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新を予定しております。
4. ネットワーク関連事業を総合的に推進するために、令和6年10月1日にソリューション＆ネットワーク事業部を発足させました。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期終了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	中木照雄 (昭和26年9月25日生)	昭和49年4月 三菱商事株式会社入社 昭和59年10月 独国三菱商事会社出向 昭和63年8月 アスワン株式会社入社 平成21年5月 協立電機株式会社入社 平成22年4月 同社執行役員 平成27年7月 協立テストシステム株式会社取締役社長 平成27年12月 当社監査役 平成29年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 令和2年10月 株式会社ROSEC監査役（現任）	—
2	吉田和弘 (昭和32年4月1日生)	昭和54年4月 当社入社 平成9年10月 当社インテリア事業部長代理 平成19年4月 当社営業本部西日本営業所長 平成28年10月 当社内部監査室長（現任） 令和2年10月 株式会社ROSEC取締役	4,000株
3	太田階子 (昭和34年7月18日生)	昭和57年4月 三菱電機株式会社入社 昭和60年5月 ハイデンハイン・ジャパン株式会社 （現ハイデンハイン株式会社）入社 平成元年4月 株式会社ピーアンドエフ入社 平成22年3月 同社代表取締役社長 令和6年8月 同社シニアアドバイザー	—

(注) 1. ※印は新任候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 各監査等委員である取締役候補者の選任理由

(1) 中木照雄氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、大手商社における国際ビジネスの経験、インテリア老舗メーカーの役員としてのインテリア業界における

豊富な経験と深い見識、東証上場の電機関連商社における執行役員としての多彩な経験から、適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (2) 吉田和弘氏は、入社以来、インテリア事業に従事し、営業現場から本社企画部門まで幅広い職歴を有しております。また、平成28年10月に内部監査室新設と同時に内部監査室長に就任、室長含め2名の小規模組織ですが、当社として初めての内部監査について積極的に知識を吸収するとともに、結果に基づく丁寧な指導で、全社の内部監査体制を確立させた結果、平成30年の東京証券取引所への上場に資することができました。
- 勤務経験と識見を備えていると判断し、選任をお願いするものであります。
- (3) 太田階子氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、ドイツ企業の日本法人の立ち上げから関わり代表取締役まで務め上げた豊富な経験に基づいて、国際性・多様性に富んだ適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 中木照雄氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって8年であります。なお、監査等委員就任前は当社の監査役であります。
 5. 太田階子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。中木照雄氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、本招集ご通知21頁に記載のとおりです。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合、各監査等委員である取締役候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新を予定しております。
 7. 当社は、中木照雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、中木照雄氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。太田階子氏についても、監査等委員である取締役に就任した場合、中木照雄氏同様に独立役員として指定し、東京証券取引所へ届け出る予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 り が な (生年月日)	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
あざ 麻 ふ 布 ひで 秀 のり 徳 (昭和31年4月16日生)	昭和54年4月 三井物産株式会社入社 平成16年7月 同社監査役室次長 平成19年10月 MBK Distribuidora de Produtos Eletoronicos Ltda. (在ブラジル) CFO 平成21年10月 ブラジル三井物産副社長CFO兼米州本部Deputy CFO 平成23年6月 三井物産プラントシステム株式会社 (現三井物産プロジェクトソリューション株式会社) 取締役専務執行役員 C F O 平成28年6月 りらいあコミュニケーションズ株式会社 (現アルティウスリンク株式会社) 取締役C F O、 C C O、 C P O 令和元年6月 株式会社アドバネクス常勤社外監査役	—

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 麻布秀徳氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

3. 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由

麻布秀徳氏は、大手総合商社及び関連会社における海外現地法人、監査部門、CFO等、及び監査役での幅広い業務経験に加え、公認内部監査人（CIA）の資格取得など、監査等委員である取締役に求める幅広く豊富な知見を充分に有しております。適切な提言をいただくことを期待して補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

4. 麻布秀徳氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、本招集ご通知21頁に記載のとおりです。麻布秀徳氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

6. 麻布秀徳氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。

第5号議案 退任取締役（監査等委員）に対する退職慰労金贈呈の件

監査等委員である取締役前川幹人氏ならびに菅原正雄氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することいたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、本議案に関し、監査等委員会からは特段の意見がない旨を確認しております。

退任取締役（監査等委員）の略歴は、次のとおりであります。

ふりがな 氏	略	歴
まえ かわ みき ひと 前 川 幹 人	平成29年12月 当社取締役（監査等委員・常勤）（現任）	
すが はら まさ おお 菅 原 正 雄	平成29年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	

以上

ご参考：役員の多様性マトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認された場合の取締役会・監査等委員会の構成及び各役員に対して特に経験・専門性を活かすことを期待する分野は下記のとおりです。

氏名	現在の地位 担当	企業経営・ 経営企画	財務・会計	業界の知見	マーケティング・ 事業戦略	開発・ 技術・生産	DX・IT	人事・ コアライズ	国際性・ 多様性	SDGs・ ESG・ リスク マネジメント	独立・社外 取締役
頃安雅樹	代表取締役社長	◎		◎	◎			◎	◎	◎	
前川良一	常務取締役 コンシューマ事業部長兼 ソリューション&ネットワーク事業 部長兼営業事業部管掌	◎		◎	◎		◎		○	◎	
曾谷雅俊	常務取締役 管理本部長兼 社長室長	◎	◎				◎	◎		◎	
矢野 太	取締役 研究開発本部長兼 産業機器事業部長兼 食品機器事業部管掌				◎	◎	◎			○	
佐用善彦	取締役 インテリア事業部長兼 営業管理本部長			◎	◎			○		◎	
頃安憲司	取締役 総合企画室長兼 人事部管掌	○			◎		◎	◎	○	◎	
中木照雄	取締役 監査等委員	◎	◎	◎					◎		◎
吉田和弘	取締役 監査等委員・常勤			◎	◎			◎		◎	
太田階子	取締役 監査等委員	◎		○	◎		◎	◎	○	◎	◎

(注) 1. ◎は強み、○は特に期待を表しております。

2. 上記一覧表は、必ずしも各役員の有するすべての経験・専門性を表すものではありません。
3. 各取締役がそれぞれの必要に応じ自主的に参加する講習会・交流会等の費用は当社が負担することになります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場： 兵庫県たつの市神岡町東脣崎463
当社 神岡工場 大会議室



- ・JR姫新線 「本竜野駅」より 無料送迎バス約10分
- *当日は本竜野駅西口ロータリー発9:40の無料送迎バスを運行いたします。
- ・山陽自動車道 「龍野IC」より 車で約10分
- ・太子竜野バイパス 「福田ランプ」より 車で約15分
- *株主総会会場には無料駐車場がございます。